**運営規程のイメージ（短期入所生活介護）**

※黄色着色部分を適宜変更してください。これらの項目以外でも、必要に応じて記載してください。網掛け部分は留意事項です。

ショートステイ長野県庁　運営規程

（事業の目的）

1. ○○法人○○が開設するショートステイ長野県庁（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

1. 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要介護者の心身の特

性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

　２　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可

能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、

地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　ショートステイ長野県庁

（２）所在地　長野県・・・・・・・・・・・・

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）従業者

医師　　　　　　○名

医師は、利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導を行う。

生活相談員　　　○名以上

生活相談員は、入退所における面接手続き事務や利用者の処遇に関すること、苦情

や相談等の窓口業務を行う。

看護職員　　　　○名以上

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理・機能訓練指導を行う。

介護職員　　　　○名以上

介護職員は、利用者の日常生活上の介護・相談・援助等を行う。

機能訓練指導員　○名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うともに、それに伴う介護職員への指導等を行う。

栄養士　　　　　○名以上

栄養士は、献立作成・栄養管理を行う。

調理員　　　　　○名以上

　　　　調理員は、事業所内における調理業務を行う。

　　　　その他の従業者　○名以上

　　　　その他の従業者として、介護補助員や宿直業務を行う者を適当数充てる。

　　　　　　　　　　　　　　**※兼務している職種がある場合には、員数の後に()で記載すること**

２　従業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を行う。

（利用定員）

第５条　指定（介護予防）短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

（１） 単独型　　２０名（多床室○○名、従来型個室○○名、※ユニット型個室○○名）

※ユニット数は○○ユニットで、ユニットごとの入居定員は○○名とする。

（２） 併設型　　２０名（多床室○○名、従来型個室○○名、※ユニット型個室○○名）

※ユニット数は○○ユニットで、ユニットごとの入居定員は○○名とする。

（３）空床利用型　特別養護老人ホームの定員６０名以内

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※事業所の形態に沿ったものを選択し、記載すること**

（短期入所生活介護（及び介護予防短期入所生活介護）の内容及び利用料等）

第６条　事業の内容は次のとおりとする。指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（１） 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話

（２） 日常生活を送る上で必要な機能訓練

（３） 医師及び看護職員による健康チェック

（４） 送迎

（５） レクリエーション行事

２　第８条における通常の送迎の実施地域を越えて行う指定（介護予防）短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、○㎞あたり　　○○○円

３　その他の費用

事業所は前項の利用料等のほか、次（または別紙利用額一覧表）に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を１日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

（１） 滞在費

多床室　○○円（○○室）（1日あたり）

従来型個室　○○円（○○室）（1日あたり）

（２） 利用者が選定する特別な居室を提供を行ったことに伴い必要となる費用

従来型個室（テレビ設置、居室内トイレ設置あり）　○○円（1日あたり）

（３） 食費

朝食○○円、昼食○○円、夕食○○円　　合計○○円（１日あたり）

（４） 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

行事食（敬老会、バイキング食等）　１食　○○円

（５） 理美容代

実費

（６） その他日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させるこ

とが適当と認められるもの

教養娯楽費等　○○円（1日あたり）

４　事業所は、前３項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用申込者又はその家族（以下、「利用申込者等」という。）に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者申込者等の同意を得ることとする。

５　事業所は、法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他利用者が保険給付を請求するうえで必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

（緊急時等における対応方法）

第７条　事業所は、（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第８条　通常の送迎の実施地域は、○○市、○○町、○○村の区域とする。

**※市町村内一部の場合は、地区名を記載。客観的に区域を特定すること。**

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第９条　事業所の利用者は、事業所が定める利用にあたっての以下（又は別紙一覧表）の留意事項について確認し、これに従うものとする。

（１） 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

（２） 利用者は、事業所に危険物を持ち込んではならない。

（３） 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者の承認を得なければならない。

（４） 利用者の所持金その他の貴重品については、自己管理を原則とするが、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任をもって管理することができる。その際、事業所はあらかじめ定めた預り金規程等に沿って金銭等の管理を行う。

（５） 併設されている指定介護老人福祉施設等との共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。また、故意に毀損等してはならない。

**※サービス利用にあたっての留意事項を記載する**

（非常災害対策）

第１０条　事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

　（１） 消火、通報及び避難の訓練（年２回）

　（２） 消防設備、施設等の点検及び整備

　（３） 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

　（４） その他防火管理上必要な業務

２　事業者は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１１条　　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（１） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） 虐待の防止のための指針を整備する。

（３） 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。

**※研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なる。**

**年2回：特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院**

**年1回：上記以外のサービス**

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１２条　事業所は、利用者の自由を制限するような身体拘束は行わない。但し、利用者又

は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に十分な説明を行い、同意を得るとともに、身体拘束の態様・時間・その利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録する。

２　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１） 採用時研修　採用後○カ月以内

（２） 継続研修　　年○回

３　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

５　事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から２年間（身体拘束・苦情・事故に関する記録は５年間）保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

　　　この規程は、令和○年○月○日から施行する。

**※指定予定年月日又は改正年月日を記載**

☆この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、

記載の仕方やその内容は、基準を満たす限り、任意のもので構いません｡